第七条の三第三項	法第十二条の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるとき
第七条の三第四項	法第十二条の四第二項
	地方厚生局長（以下「地方厚生局長」という。）
第七条の三第五項	法第十二条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項
第八条	法第十二条の七第一項
	都道府県知事
	次に掲げる事項
	法第十二条の七第三項

法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるとき	
法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第二項	
地方厚生局長（以下「地方厚生局長」という。）を経由して、厚生労働大臣	
法第十七条第一項において準用する法第十二条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、加工をした品目の納入先	
法第十七条第一項において準用する法第十二条の七第一項	
地方厚生局長を経由して、厚生労働大臣	
次の各号（第四号を除く。）に掲げる事項	
法第十七条第一項において準用する法第十二条の七第三項	

3　法第十三条第一項の規定により大麻草研究栽培者の免許（以下この項において単に「免許」という。）を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、地方厚生局長に提出しなければならない。

一～九　（略）

4　第二条、第三条、第五条から第七条まで及び前条の規定は、大麻草研究栽培者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三条（見出しを含む。）	第一種大麻草採取栽培者名簿	（略）
（略）	（略）	（略）
第三条第六号	（略）	大麻草研究栽培者の免許（第九条第四項において準用する第八条第五項を除き、以下単に「免許」という。）

2　第二条、第三条及び第五条から前条までの規定は、大麻草研究栽培者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三条（見出しを含む。）	大麻草採取栽培者名簿	（略）
（略）	（略）	（略）
第三条第六号	（略）	大麻草研究栽培者の免許（第九条第二項において準用する第八条第五項を除き、以下単に「免許」という。）